# 確定申告

## 2月16日～3月15日

根室税務署
TEL（23）3261番

確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に、ご自分で作成し提出してください。確定申告書などの用紙や手引きは、国税局ホームページ【http://www.nta.go.jp】から入手できるほか、市役所税務課に備え付けています。

確定申告書もホームページの「確定申告書作成コーナー」で、簡単に作成することができます。作成した確定申告書は、印刷して郵送等により提出できるほか、そのままe-Ｔaxで送信することができます。

※e-Ｔaxの利用にあたっては、電子証明書が付与された住民基本台帳カード（ICカード）およびICカードリーダライタが必要（費用がかかります）です。

税務署閉庁日（土・日曜、祝祭日）は、税務署での確定申告の受け付けは行っていませんのでご注意ください。

するもの

・個人事業主の方は収入と経費を証明するもの

③控除を証明するもの

・生命保険料、地震保険料または旧長期損害保険料などの課税所得控除証明書

・社会保険料（国民健康保険税、介護保険料など）の領収書

・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書または領収書

・医療費控除を行う方は医療費に係る領収書

※領収書の日付は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの期間のものが対象です。

### 医療費控除を受けられる方

医療費控除は、10万円を超えた額（ただし、合計所得金額が200万円以下の方は合計所得金額の5％を超えた額）が控除になります。

なお、医療費を補てんする給付金などが支払われている場合は、その部分は控除の対象となりません。

### 確定申告書は自書作成

申告受付期間中、所得税の確定申告も同時に受け付けていますが、確定申告書は申告する方ご自身が記入するか、パソコンの自動申告書等作成システム（市役所ロビーに設置）を使用し、作成していただきます。

市役所の申告会場は、大変混み合います。申告相談が必要な方は、前記の「申告に必要なもの」を参考に領収書などをまとめたうえでお越しください。

### ■寄附金控除について

平成23年1月1日以後に支出する寄附金について、市・道民税の寄附金控除額の適用下限額が、現行の5千円から2千円に引き下げられました。

寄附金控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告または市町村に住民税の申告をすることが必要となりますので、詳しくは平成24年1月1日現在の住所地の市町村にお問い合わせください。

### ■扶養控除等の改正について

平成24年度からの扶養控除について、満16歳未満の扶養者に係る扶養控除が廃止されました。また、同居特別障害者加算が改組されるなど、大幅な改正が行われました。

＝個人市・道民税の扶養控除等の全体像＝

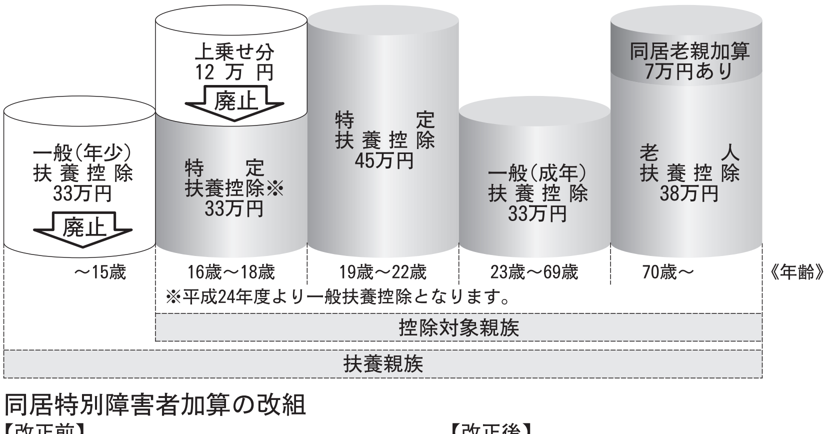

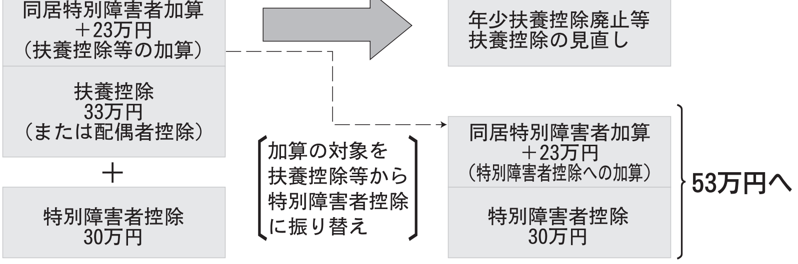
同居特別障害者加算の改組